

中長期在留者の方について

○中長期在留者とは

永住者や家族滞在、留学等の在留資格をもって日本で生活している方です。特別永住者や短期滞在の方は含まれません。

○在留カード

外国人登録制度において交付されていた外国人登録証明書に代わって、中長期在留者の方に交付される身分証明書（カード）です。お持ちの方は一定期間ごとに更新する必要があります。

○在留カードの交付に関連する手続き

在留カードの更新や氏名の変更に関する手続きについては、地方入国管理官署が手続きの場所となりますので詳しい内容については、そちらでお問い合わせください。

○在留期限・資格（ビザ）の変更について

外国人登録制度では、在留期限や資格を変更した場合は、住んでいる市区町村の役所に届出を行う必要がありましたが、現在の制度では届出をする必要はありません。

○みなし再入国許可制度

在留カードまたは在留カードとみなされる外国人登録証明書をお持ちの方は、1年以内に日本に帰ってくる場合、再入国許可を取る必要はありません。在留期限が出国の日から1年を経過する前に到来する場合には、みなし再入国許可の有効期間は在留期限までとなります。詳細は、大阪入国管理局神戸支局（神戸市中央区海岸通 29 神戸地方合同庁舎：078-391-6377）までお問い合わせください。

○新しく入国する場合の手続き

日本に新しく入国する方は、住所をおいた市町村の役所に、14日以内に届出をする必要があります。その際は、空港等で交付された在留カードと有効なパスポートを持ってきてください。

大阪入国管理局神戸支局

（神戸市中央区海岸通 29 神戸地方合同庁舎）

Tel 078-391-6377